

市で道路整備を行う場合

道路後退用地を寄附のご意向の方へ

姫路市安全・安心生活道路整備事業は、申請者および土地所有者の方のご理解とご協力のもと安全で安心なまちづくりの形成を図ることを目的としています。建築指導課のホームページに掲載しておりますパンフレットと併せてご覧いただき、事前協議書の提出をお願いします。

事前協議書を提出する前に、ご確認ください

1. 測量および分筆登記にかかるまでに、数年を要します。
2. 道路中心線および道路後退線について、土地利用計画図とは変更となる場合がありますので、道路後退用地を確定するための測量および分筆登記完了までは、外構工事（門・塀・舗装など）は行わないでください。なお分筆後に直ぐに外構工事を行う計画がある場合は事前にご相談ください。
3. 市道以外の道路についても寄附を受ける場合がありますのでご相談ください。
4. 角地の場合、隅切り設置の協力依頼をさせていただく場合があります。
5. 土地を売買などで取得された場合、所有権移転後に事前協議書の提出をお願いします。（又は、売買契約書の写し）

協定締結後、申請者に行っていただくこと

1. 市が道路後退用地を確定するための測量および分筆登記を行う際に、隣地との境界線、道路中心線や道路後退線について隣地土地所有者、道路向かいの土地所有者および地元自治会などの同意が必要になりますので、申請者側で調整をお願いします。
2. 道路後退用地の抵当権等の解除をお願いします。
3. 必要に応じて、量水器等給水装置の移設をお願いします。（後日、文書でお知らせします。）

データ提供のご協力をお願いします

土地利用計画図および現況写真について、データ提供のご協力をお願いします。（PDF又はJPG形式）提供先： kentikus@city.himeji.lg.jp （建築指導課代表）